

女川原子力発電所2号機 地震後の設備健全性確認点検記録の再確認結果の概要

平成26年度第2回保安検査（平成26年9月1日～9月12日）における指摘等を踏まえ、女川2号機の地震後の設備健全性確認点検記録の全数（約33,000機器、約82,000ページ）について、記録の再確認を実施いたしました。

その結果、点検結果の記載に不備がある事案207件、点検結果の不適合管理に不備がある事案137件、このほかに、点検結果に関わるものではないものの、記録の品質の観点から改善が必要な事案3,844件、計4,188件の不備を確認いたしました。

なお、予め計画された点検は全て実施されていることを、あわせて確認しております。

＜点検記録再確認の結果＞

点検結果の記載に不備がある事案 207件	（1）構造的に存在しない構成部位等の点検が記録上実施されている事案 (207件)
点検結果の不適合管理に不備がある事案※ 137件	（2）点検結果が「否」にもかかわらず不適合管理を実施せずに次工程に進めた事案 (23件)
	（3）点検結果が「否」にもかかわらず不適合管理を実施しなかった事案 (114件) (次工程に進めた事案を除く)
上記以外に記録の品質の観点から改善が必要な事案 3,844件	（4）当社が確認済みの当該点検記録をその後協力企業が訂正した事案 (163件)
	（5）記録と現場の銘板データが異なっているにもかかわらず当社が内容確認済みとしている事案 (392件)
	（6）記録に記載漏れがあるにもかかわらず当社が内容確認済みとしている事案 (1,128件)
	（7）記録の訂正に関して「文書管理・記録管理運用要領書」に則していない事案 (2,161件)

※ 「不適合」とは、機器が基準どおりの状態にないことや、業務の進め方がルールどおりになっていないことなどをいう。

「不適合管理」とは、不適合の状態に応じ、機器の調整・補修や業務の誤り訂正等の対応策、さらには、その再発防止対策および類似機器・業務への対策の水平展開の可否を、組織的に検討し、実施状況の管理等を行うことをいう。

点検結果の不適合管理に不備がある事案のうち、数値等で示された明確な基準を逸脱していた44件について、平成26年12月22日、女川原子力規制事務所より、不適合管理の徹底に関する指導文書を受領している。